

民生委員・児童委員による交通事故防止・防犯等に係る  
高齢者世帯訪問等運動実施要綱

(目的)

第1条 この運動は、高齢社会の進展に伴い、増加が予想される高齢者の交通事故の防止と犯罪の抑止等を図るため、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が交通事故防止、防犯及び悪質商法による被害の防止を呼びかける運動（以下「高齢者世帯訪問等運動」という。）を実施することにより、高齢者に対する交通安全・防犯意識等の普及及び高揚を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業は、一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会（以下「県民児協」という。）及びさいたま市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）と連携し、民生委員が民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条に規定する職務を通して、次のことを行うものとする。

(1) 高齢者世帯訪問

高齢者のいる世帯を訪問し、教材等を用いて交通安全、防犯、及び悪質商法による被害防止の声かけを行うこと。

(2) 普及活動

高齢者の集まる場所（民生委員主催の昼食会等）で、教材等を用いて交通安全、防犯、及び悪質商法による被害防止の声かけを行うこと。

(3) その他

県内全域で事業が実施されるように、事業の普及に努めること。

(実施期間)

第3条 事業の実施期間は、通年とする。

(実施地区の選定)

第4条 事業を実施する地域については、県内全域とする。

(研修会の実施)

第5条 県は必要に応じて、声かけ運動を行う者を養成するための研修会を実施し、高齢者の交通安全等についての基本的な知識や訪問の留意点を指導するものとする。

(教材等の整備)

第6条 事業に必要な教材等については、予算の範囲内で県が負担し用意するものとする。

2 県は、事業に必要な情報を、県民児協及び市民児協に提供するものとする。

(報告等)

第7条 民生委員は、声かけ運動の実施状況を別記様式第1号により県あて報告するものとする。

2 県は、この報告を集計し、その結果を県民児協及び市民児協に提供するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。